

## インフルエンザ等感染症の「登校許可書」について（お願い）

日頃から本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、インフルエンザ等の感染症に感染した生徒が治療を終わって登校する際に、主治医の診断を保護者の皆様から確認させていただき、登校の判断資料としてきましたが、平成27年4月から、神戸市医師会の協力で統一した「登校許可書」の様式を使用することによって文書料が無料になるとの通知が神戸市教育委員会よりありました。

保護者のみなさまには、お手数をおかけしますが、下記の説明をお読みいただき、感染症の拡大を抑える観点から「登校許可書」の提出と、登校許可日からの登校にご協力くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 統一した「登校許可書」で扱う感染症

インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎  
風疹 水痘 咽頭結膜熱

※学校保健安全法施行規則第19条「第2種感染症」のうち7つの感染症

※麻疹=はしか 流行性耳下腺炎=おたふくかぜ 水痘=みずぼうそう 咽頭結膜熱=プール熱

#### 2. 感染から登校まで

- ①（感染）初診：医師の診察を受ける。
- ②（治療）自宅で治療。※出席停止（欠席日数には数えません）
- ③（通院）再診：登校可能かどうかの診察を受ける。「登校許可書」を書いてもらう。
- ④（登校）「登校許可書」をもらって登校。

#### 3. 「登校許可書」

- ①登校可能かどうかの診察を受けた時に書いてもらう。
- ②「登校許可書」の用紙は小学校からお渡しします。  
※神戸市教育委員会健康教育課のホームページからも印刷できます。

#### 3. 留意事項

- ① 統一した「登校許可書」の文書料は、神戸市医師会に加盟している医療機関では原則無料です。
- ② 神戸市医師会に加盟していない医療機関では、有料だったり書いてもらえなかったりする場合もあります。
- ③ 「登校許可書」が有料だったり書いてもらえなかったりした場合は、保護者が医師の指示内容を書面で伝える事も可能です。